

2005年10月20日

投資サービス法(仮称)の対象範囲等に関する意見

外国損害保険会社協議会議長
羽田 幸善

10月5日の第一部会第34回会合において議論があった投資サービス法(仮称)の対象範囲等について、以下のとおり意見を申し述べます。

1. 保障型保険と投資型保険の明確な区分

「保険は金融商品故に投資サービス法(仮称)の対象とすべき」という議論がありましたが、この議論は業種横断的一般法としては首肯できるものの、個別具体的には保障型保険と投資型保険を明確に区分すべきです。

すなわち、保険には自動車保険などのように投資というコンセプトとは無関係の保険と変額年金保険に代表される投資性の強いものがあり、将来的にはこれら二つのタイプの間にはさまざまな保険商品が出てくることが考えられます。

「保険は金融商品、よって投資サービス法(仮称)の対象とすべき」という議論は、先日の議論のアナロジーで言えば、いわばF1レーシングカーとリアカーを同じ道路で走らせる、プロとアマを同一のレベルに見るということと似ており適切な対処ではありません。

2. 制度共済と郵便保険に対する投資サービス法(仮称)の適用

投資家・消費者保護が重要であるならば、民間の保険会社だけでなくいわゆる制度共済および郵便保険の投資性商品も投資サービス法(仮称)の適用範囲に含めた業種横断的ルールを制定すべきことを再度申し上げます。

3. 法規制の一本化

業者として複数の法令の事業規制に服するといった状況をなくし、保険を例にとれば投資サービス法(仮称)の規制範囲と保険業法の規制範囲を峻別すべきです。

4. 政府機関による規制・監督、自主規制機関への委任内容の最小化

自主規制機関を強化すべき・加入を強制すべきといった議論がありますが、そもそも監督・規制は政府機関が行なうべきものです。

また業界団体である自主規制機関は実質的には一部の業者の意向を反映したものになり、個別の業者の商品開発・サービスの改善・新たなビジネスモデルの導入といった前向きな試みを結果的に阻害することになります。

ルール制定・監督を自主規制機関に委任するのであれば、その内容は最小限にすべきです。

以上